



武蔵村山市 第五次長期総合計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月
武蔵村山市





<市の木「榎」>



<市の花「茶の花」>



<市の鳥「メジロ」>



<市役所から富士山方向を望む>

目次

第1編 基本構想

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の構成と期間	1

第2章 計画の背景と課題

第1節 本市の概況	2
第2節 まちづくりの現状	9
第3節 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題	12

第3章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念	16
第2節 将来都市像	17
第3節 人口フレーム	18
第4節 将来都市構造	20

第2編 前期基本計画

序章 施策の体系	25
第1節 施策の体系	26
第2節 基本計画の見方	28
第1章 市民との協働による地域振興	31
第1節 コミュニティ	33
1 地域コミュニティ	33
2 交流	36
第2節 パートナーシップ	39
1 情報共有	39
2 市民参加と協働	42
第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり	45
第1節 健康・医療	47
1 健康づくり	47
2 医療・救急	51
3 社会保障制度	55
第2節 福祉	61
1 地域福祉	61
2 子ども・子育て支援	67
3 高齢者福祉	79
4 障害者福祉	84
5 生活支援	89
第3節 暮らし	93
1 消費生活	93
2 雇用	96
第3章 安全で快適なまちづくり	99
第1節 安全・安心	101
1 災害対策	101
2 消防体制	110
3 交通安全	113
4 防犯対策	117
第2節 都市基盤	120
1 都市づくり	120
2 道路	125
3 住宅・宅地	130
4 下水道	134
5 廃棄物処理とリサイクル	137
第3節 地域交通	140
1 モノレール推進	140
2 地域交通	143

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり…………… 147

第1節 人権……………	149
1 人権・平和……………	149
2 男女共同参画……………	153
第2節 教育……………	157
1 学校教育……………	157
2 生涯学習……………	167
3 スポーツ・レクリエーション……………	172
第3節 文化……………	177
1 市民文化……………	177
2 伝統文化・文化財……………	179

第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり…………… 185

第1節 産業……………	187
1 農業……………	187
2 商・工業……………	192
3 観光……………	198
第2節 景観……………	202
1 都市景観……………	202
2 水とみどりのネットワーク……………	204
第3節 環境……………	207
1 自然環境……………	207
2 公園・緑地……………	210
3 地球温暖化対策……………	214
4 公害対策・環境美化……………	216

第6章 計画の推進に向けて…………… 221

第1節 行政運営……………	223
第2節 財政運営……………	229
第3節 広域行政……………	233

第7章 国土強靱化地域計画…………… 235

第1節 国土強靱化地域計画……………	236
1 国土強靱化の概要……………	236
2 脆弱性評価……………	238
3 強靱化に向けた取組……………	251

資料編

1 SDGsで定める169のターゲット……………	259
2 長期総合計画審議会……………	272
3 第五次長期総合計画策定委員会……………	283
4 その他の市民参加……………	293

第1編 基本構想

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本市は「第四次長期総合計画（前期基本計画）」を平成23年3月に、「後期基本計画」を平成28年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

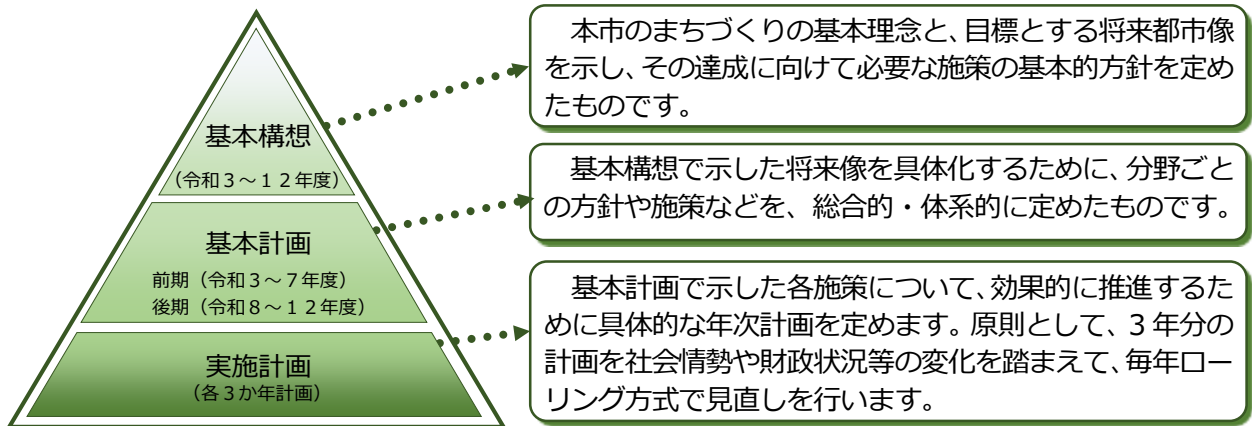
この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、新型コロナウイルス感染症への対応など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する課題に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、今後10年間における行政運営の目標と基本的な方針、主要施策等を明らかにした「武蔵村山市第五次長期総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

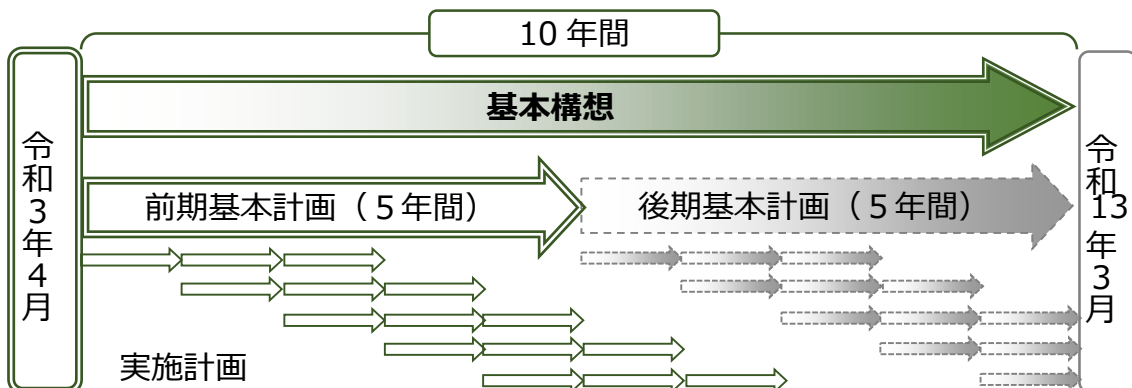
なお、本計画から「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画」を「基本計画」に内包して策定しています。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。



計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。「基本計画」については、令和7年度までの5年を前期とし、令和8年度からの5年を後期とします。「実施計画」は具体的な3年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。



第2章 計画の背景と課題

第1節 本市の概況

1 位置・地勢

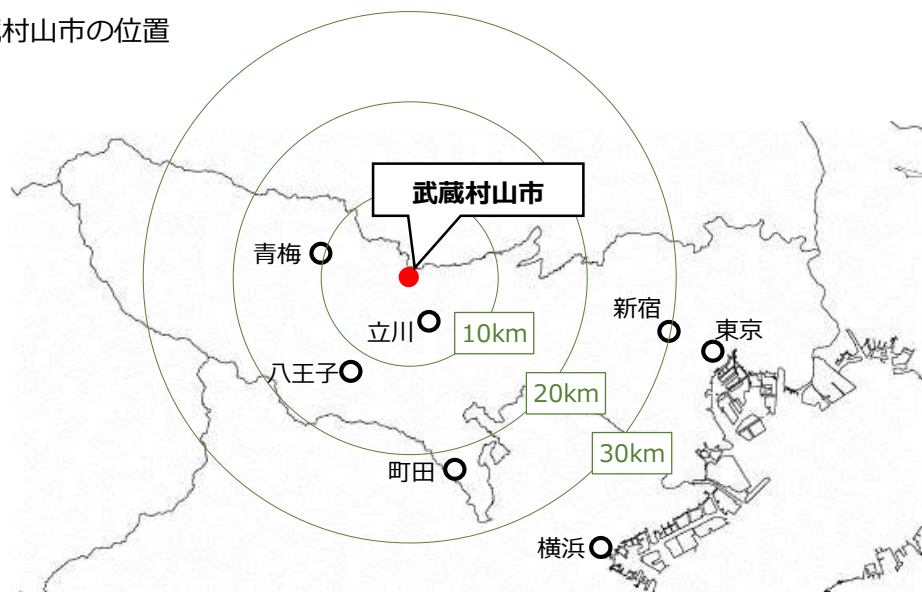
本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

図1 武蔵村山市の位置



2 市の沿革

武蔵野台地の西側に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起こりは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が成立し、以後、幾多の変遷を経て各村は合併し、大正6年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。

その後、昭和29年に町制を施行し「村山町」となりました。

さらに、都内最大の都営村山団地の建設等により人口が急増し、この人口増加に伴って、昭和45年11月3日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

市制施行後は、昭和 52 年に新市庁舎が完成し、昭和 55 年の市制施行 10 周年には武蔵村山市民憲章を制定しました。

また、この年には市民の足として欠かすことのできない市内循環バスの運行を開始しました。

さらに、昭和 59 年には非核平和都市宣言を行いました。

平成 2 年には市制施行 20 周年を機に、長野県栄村と姉妹都市提携を行い、平成 8 年には、市民との連携により「心から住んでよかったと思えるまちづくり」を推進するために、ふれあいまちづくり宣言を行いました。

そして、平成 14 年には市民憩いの施設である村山温泉「かたくりの湯」をオープンし、平成 26 年に、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営み「にぎわいと活力あるまちづくり」を推進するために、スポーツ都市宣言を行いました。

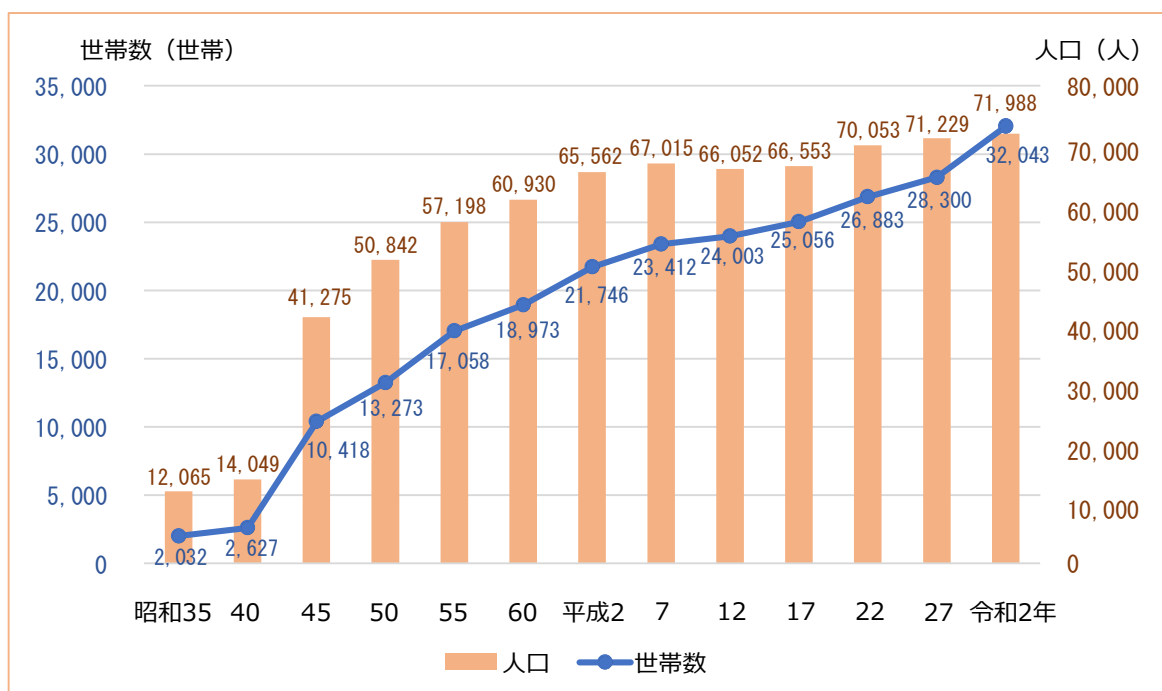
平成 29 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定に伴い、モンゴル国のホストタウンとして登録され、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まり、令和 2 年 11 月 3 日には市制施行 50 周年を迎えました。

3 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 40～45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成 14 年頃から再び増加傾向に転じており、令和 2 年 10 月 1 日現在の総人口は 71,988 人で、世帯数は 32,043 世帯となっています。

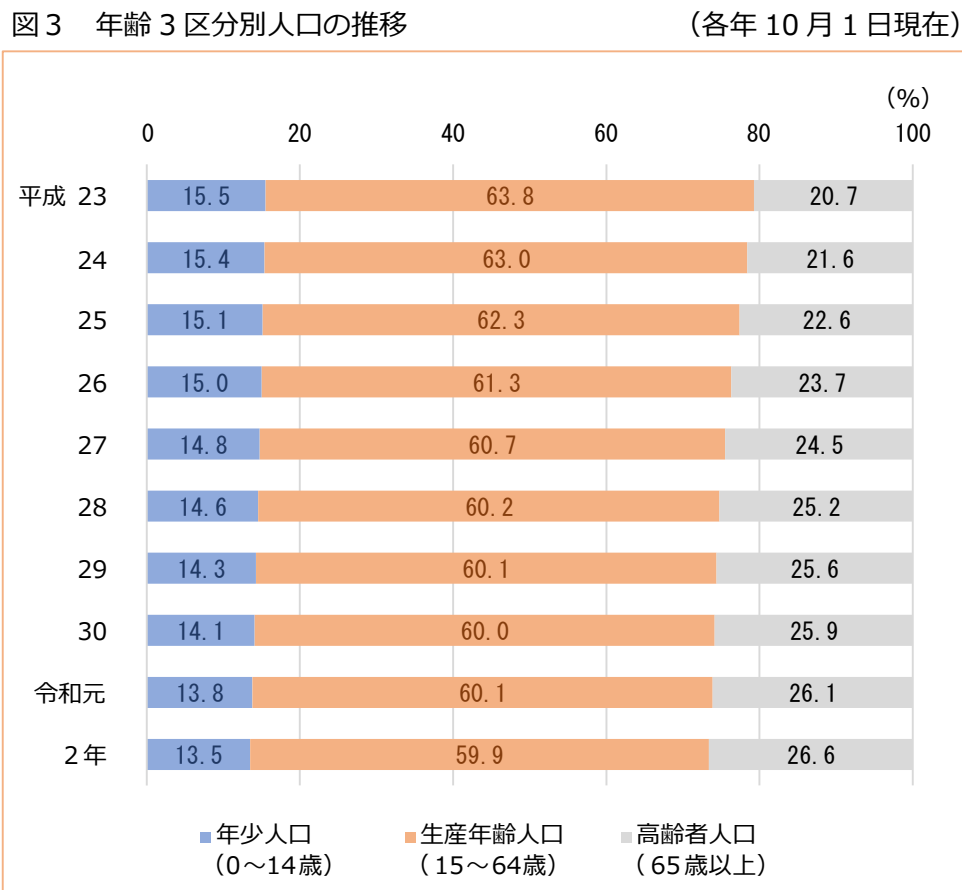
図2 総人口・世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)



出典：平成 27 年までは国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳以上の老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向を示しており、今後は更なる年少人口及び生産年齢人口の減少が予測され、少子高齢化が進行しています。

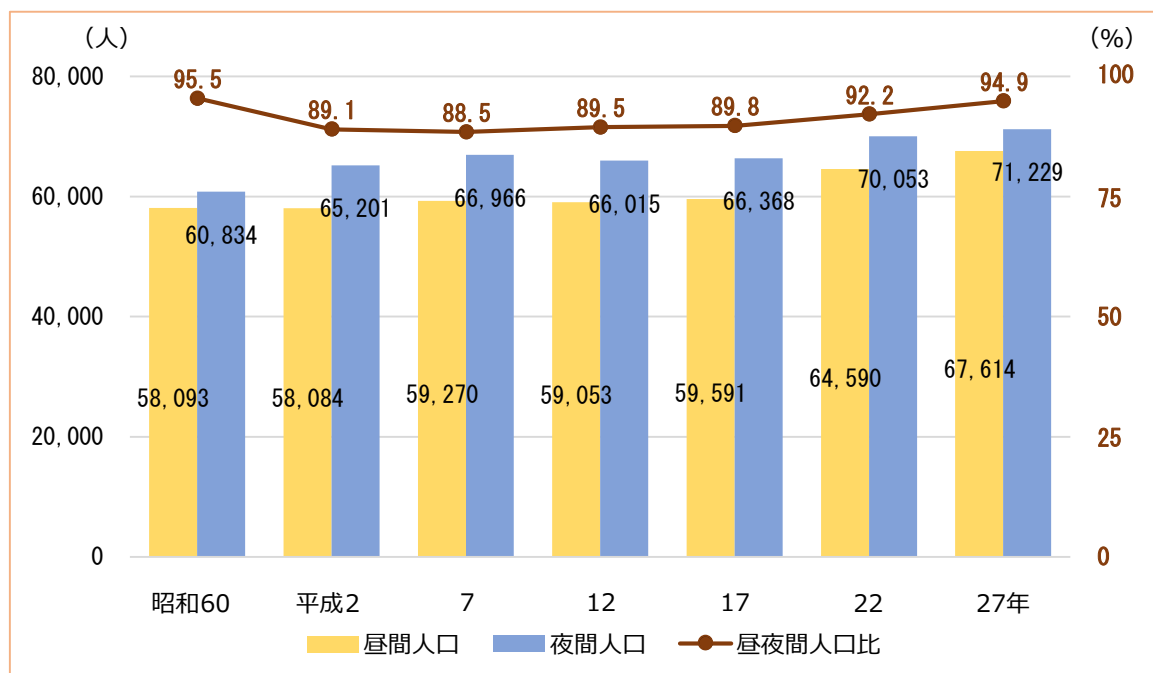


出典：住民基本台帳

(3) 昼夜間人口

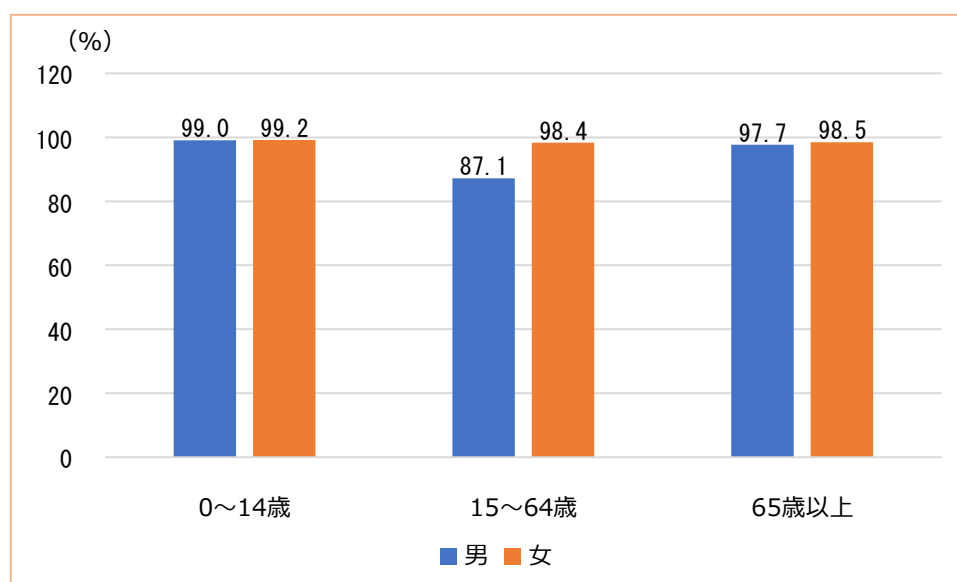
本市における昼夜間人口の推移を見ると、昼間における人口流出の傾向が見られます。年齢・性別ごとに見ると、昼間における生産年齢の男性の流出の割合が高く、ベッドタウン(*1)としての性格が顕著です。

図4 昼夜間人口比率の推移



出典：国勢調査

図5 男女別年齢別昼夜間人口比率



(注) 夜間人口を100%とした場合の昼間人口の割合

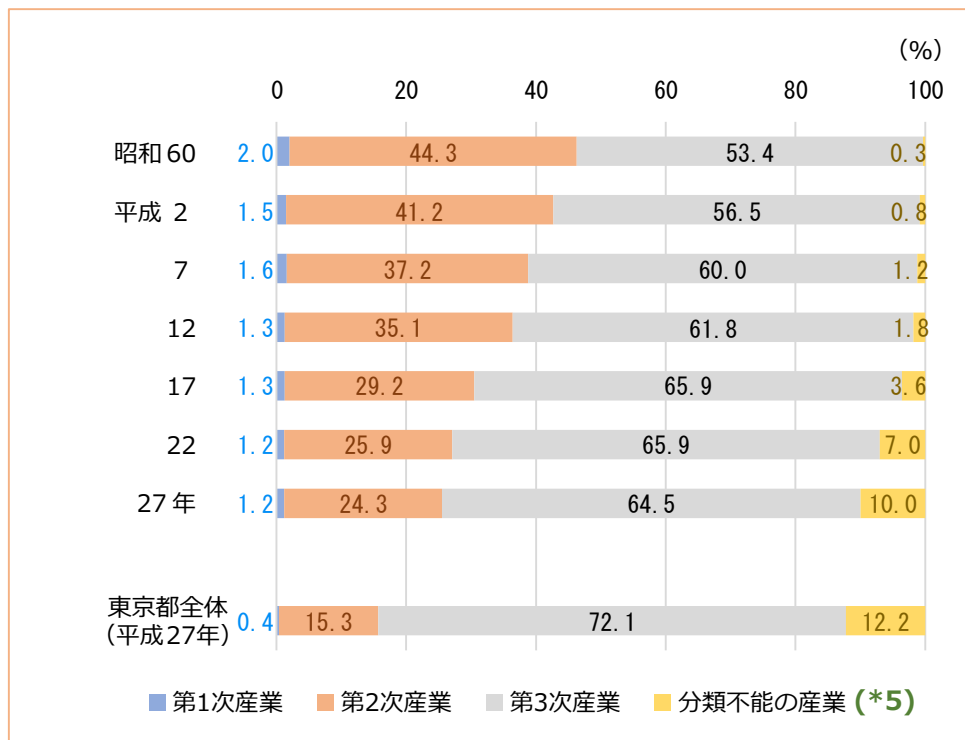
出典：平成27年国勢調査

(*1)ベッドタウン：都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した都市

(4) 産業別就業人口

本市の産業別就業者人口の近年の動向を見ると、第1次産業(*2)及び第2次産業(*3)の比率が減少傾向にあるのに対し、第3次産業(*4)の比率は増加傾向にあります。

図6 産業別就業人口



出典：国勢調査

(*2)第1次産業：農業、林業など

(*3)第2次産業：建設業、製造業など

(*4)第3次産業：卸・小売業、電気・ガス・水道、サービス業など

(*5)分類不能の産業：第1次産業、第2次産業及び第3次産業のいずれにも分類できない産業で、調査票の記入不備などによって分類が不可能だったものなどを含む

4 財政

普通会計(*6)の歳入決算額は、令和元年度で約 290 億円となっています。

歳入の内訳を見ると、最も多いのが市税で約 104 億円となっており、次いで国庫支出金の約 61 億円、都支出金の約 46 億円となっています（図 7 参照）。

歳出額を性質別で見ると、最も多いのが扶助費であり、高齢化の進行などの社会構造の変化等により、令和元年度は約 109 億円となっています（図 8 参照）。

財政状況を表す財政力指数(*7)は、リーマンショックや東日本大震災等の影響により一時的に低下したものの、平成 25 年度以降は緩やかに上昇傾向で推移していました。しかし、平成 30 年度から再び低下し、令和元年度の指数は 0.827 となっています（図 9 参照）。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*8)については令和元年度で 95.3%となっており、新たな行財政需要などへ柔軟に対応しにくい状況にあります（図 10 参照）。

借入金に係る財政指標である実質公債費比率(*9)については、国が財政悪化の基準として定める早期健全化基準の 25%を大きく下回っており、財政の健全性を保っています（図 11 参照）。

図 7 普通会計決算における
歳入額の推移

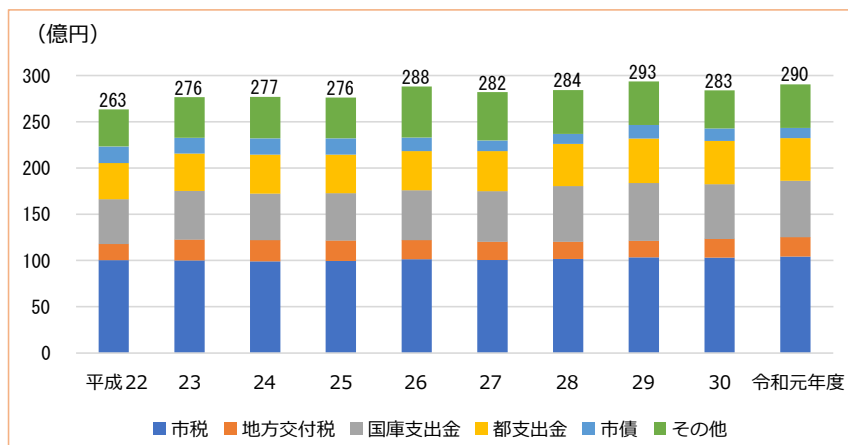
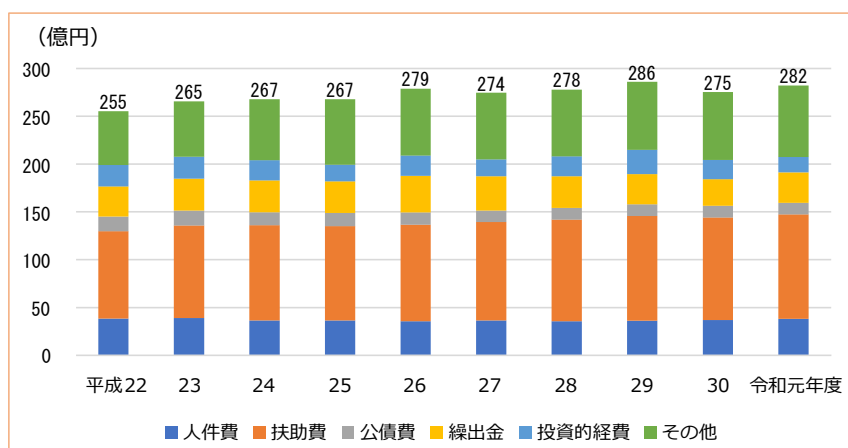
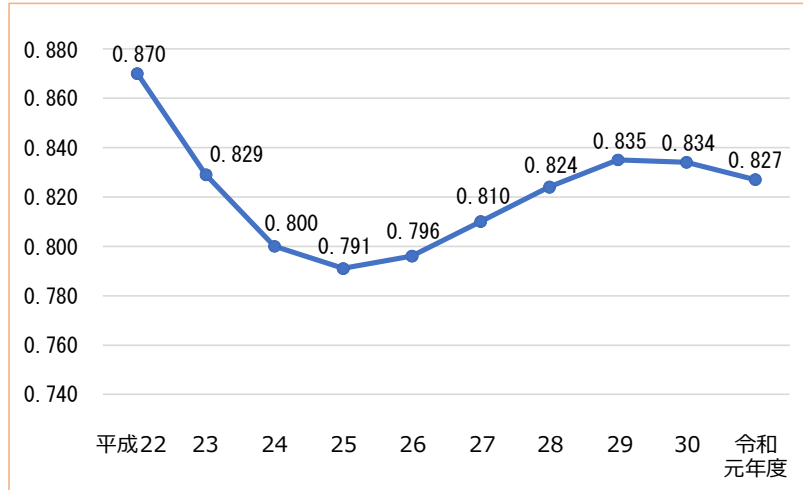


図 8 普通会計決算における
歳出額の推移



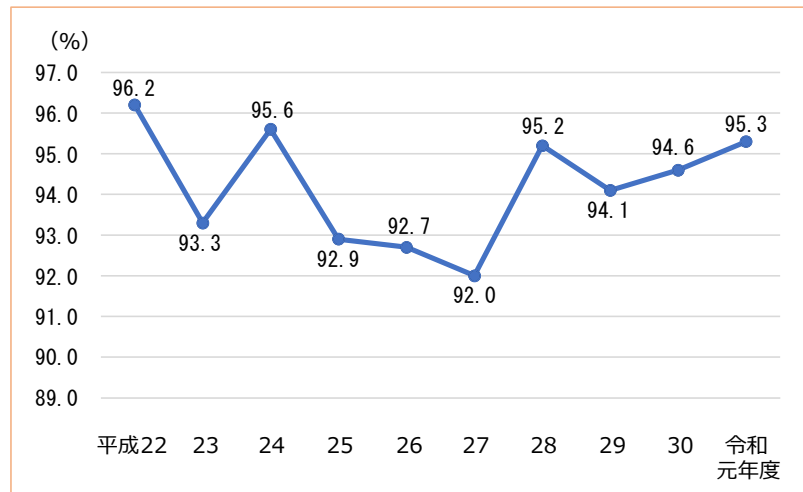
- (*6) 普通会計：総務省が定める基準によって、一般会計と特別会計の一部を合算し、重複する額等を控除した決算統計で使用される会計
- (*7) 財政力指数：財政力を表す指標で、過去 3 年間の平均値。1.0 を上回ると財政的に余裕があるとされ、地方交付税不交付団体となる。
- (*8) 経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方譲与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされる。
- (*9) 実質公債費比率：地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の償還金が一般財源に占める割合。3 か年平均により表す。

図9 財政力指数の推移



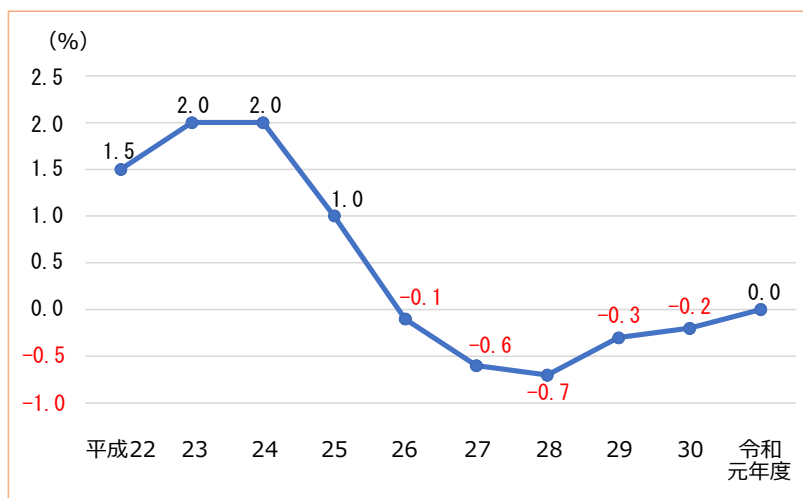
出典：普通会計決算状況調査

図10 経常収支比率の推移



出典：普通会計決算状況調査

図11 実質公債費比率の推移



出典：普通会計決算状況調査

第2節 まちづくりの現状

「第四次長期総合計画」では、将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現のため、次の6つの方針を定めて各種施策を展開してきました。

1 市民が自ら考え行動するまちづくり

みんなで支え合う地域社会の形成に向けて、小学校区ごとに設置された地域みんなでまちづくり会議に市職員が参加し、市民と市の情報共有を図るとともに、企業や大学と包括連携協定を締結し、様々な分野で連携・協力を図るなど、市民や事業者等と市が協働によりまちづくりを進めてきました。

さらに、市の各種計画策定において市民の意見を取り入れるため、審議会や委員会などの設置に努め、公募委員の募集に当たっては、無作為抽出方式を採用するなど、市民参画の機会の提供に努めてきました。

また、ホームページの外国語翻訳サービスを充実するなど、増加する外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進してきました。

市民と市が良きパートナーとして連携し、市民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、市民に分かりやすい情報の積極的な公表や、公共データのオープンデータ(*10)化などに努めてきました。

あわせて、市報のリニューアルやインターネットを活用した情報提供の充実など、戦略的な情報発信にも取り組んできました。

2 安心していきいきと暮らせるまちづくり

危機管理体制の充実や医療・福祉の充実などにより、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

発生が危惧される首都直下地震等の大地震や、風水害の激甚化等に対応するため、減災施策や災害発生時の対応の強化に向けて「地域防災計画」の見直しを行うなど、防災体制のみならず、災害発生後のスムーズな復旧・復興活動を可能とするための取組を推進してきました。さらに、消防活動を充実するために防火水槽を計画的に整備するとともに、消防団の装備の充実などを図ってきました。

健康づくりについては、各種の健康診査や検診事業を実施し、病気の予防と早期発見に努めてきました。

医療・救急については、医師会等の関係機関と連携し休日・休日準夜診療を実施するなど、救急医療体制の充実に向けた取組等を推進してきました。

さらに、市民がスポーツを通じて豊かで健康的な生活を営むことによる、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指し、平成26年10月に武蔵村山市スポーツ都市宣言を行い、地域スポーツの振興に努め、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行ってきました。

また、各種福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの体制整備、各種就労支援、子ども・子育て支援センターの設置、市民なやみごと相談窓口の運用などの福祉施策を実施してきました。

(*10)オープンデータ：特定のデータを、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、一定のルールのもとに公開されたデータ

3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを進めてきました。

人権については、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題のほか、男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けて各種講座やイベントを通じて意識啓発に取り組んできました。

また、戦争を知らない世代に平和の尊さを伝えていくために、平和関連事業を実施するなど、平和意識の醸成に努めてきました。

学校教育については、市内の全小・中学校をコミュニティ・スクールとし、地域と連携した教育活動の充実に努めるとともに、基礎・基本の定着、主体的に学ぶ態度の醸成、小学校低学年での読書習慣の確立などに取り組み、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めてきました。

さらに、出前講座の実施や公民館講座の利用促進等により、生涯学習の機会を提供し、市民の主体的な学習活動の支援に努めてきました。

4 快適で暮らしやすいまちづくり

地域の活性化や魅力あるまちの創出を図るとともに、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸を見据えた将来的な利用者の増加にもつながるまちづくりを推進してきました。多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道については、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」を策定し、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に努めるとともに、都市核地区土地区画整理事業を推進してきました。

また、まちづくり条例を制定し、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続や基準等を定めるとともに、多摩都市モノレールの延伸後のまちづくりの方向性を明らかにするために、東大和市及び瑞穂町と共同で「モノレール沿線まちづくり構想」を策定するなど、本市の特性をいかした魅力的なまちづくりを推進してきました。

さらに、快適な都市基盤の充実に図るため、市道の拡幅などの道路整備や公園を適正に維持管理するとともに、市内循環バス（MM シャトル）の運行ルートの見直しや乗合タクシー（むらタク）の運行開始など、公共交通手段の充実に努めてきました。

環境に配慮した循環型社会の形成に向けては、4R(*11)の推進及び普及啓発を図り、環境にやさしいライフスタイルの実現に向けた活動を推進してきました。

狭山丘陵を中心としたみどりや残堀川、空堀川などの自然環境については、東京都と連携しながら、良好な景観の保全と創出に努めてきました。

(*11)4R：ごみの減量と再資源化に向けて推奨される、断る(リフューズ/Refuse)、減らす(リデュース/Reduce)、再利用する(リユース/Reuse)、再生利用する(リサイクル/Recycle)の4つの取組の頭文字 R

5 地域の資源を生かした特色あるまちづくり

景観や歴史、文化などの地域資源を生かした産業や観光の振興を図り、特色あるまちづくりを推進してきました。

農業については、魅力ある都市農業を推進するため、認定農業者の支援や地産地消の啓発などに努めてきました。

商・工業については、創業支援や地域ブランド認証事業などを実施するとともに、商店街活動の支援や異業種間交流を推進し、地域経済の活性化に向けた取組を実施してきました。

観光については、狭山丘陵の豊かな自然や地場産業をいかして、村山温泉「かたくりの湯」周辺に交流エリアの形成を図るなど、魅力的で個性豊かな観光まちづくりに取り組んできました。

また、令和2年には武蔵村山観光まちづくり協会が設立され、今後は同協会と連携して各種観光施策の充実を図ります。

景観については、建築物等の色彩や敷地内の緑化の基準等を定めた「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」を策定し、景観重点基準への適合に関する指導等を実施してきました。

文化については、市民会館利用者数の増加に努めたほか、文化活動団体の担い手の確保、文化施設の老朽化対策や、新たな歴史散策コースの設定等に取り組んできました。

6 計画の推進に向けて

行政運営については、老朽化した公共施設等の維持管理が大きな課題となっていたことから、公共施設の現状と将来の見通しを整理し、老朽化対策や公共施設の有効活用を実現するための基本方針等を取りまとめた、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、市民サービスの向上を目的として、指定管理者制度の活用などの民間活用の導入を推進してきました。

財政運営については、経費の削減や、統一的な基準による地方公会計制度の導入などの健全な財政運営に向けた取組を推進してきました。

あわせて、納税意識の啓発に努めるとともに、コンビニエンスストアでの納付の開始など、納付方法を拡充し安定した財源の確保に向けた取組を実施しました。

広域行政については、一部事務組合の運営体制強化や、図書館の相互利用の促進に向けた取組を進めてきました。

第3節 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

第四次長期総合計画の期間中にも少子高齢化の急速な進行や情報通信をはじめとした技術革新、国連サミットでのSDGs(*12)の採択、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたグローバル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、社会潮流は大きく変化してきました。

今後のまちづくりに当たっては、市民や事業者等との協働や、限られた財源の有効活用に努め、様々な変化に柔軟に対応するとともに、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通の再編をはじめとして、少子・高齢化への対応、新型感染症に対する新しい日常や生活様式の実現、豊かな自然環境の保全などに的確に取り組む必要があります。

これまでのまちづくりの現状や社会潮流を踏まえ、今後の10年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき新たな課題は、次のとおりです。

1 本格的な人口減少と少子高齢社会の到来

今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和35年には1億人を割り込むと予測されています。

さらに、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減り続け、令和17年には平成27年と比較してそれぞれ349万人(約27%)減、1,234万人(約16%)減と大きく減少する一方、老年人口(65歳以上)のうち、75歳以上の人口が627万人(約138%)増で、約1.4倍に増加すると予測されています。

本市においても、老年人口は増加を続けており、少子高齢化への対策は喫緊の課題となっています。

このような状況に対応するために、高齢者が安心して生活できるとともに、若者が子どもを産み育て、ずっと住み続けたいと思える環境づくりが大切です。

そのためには、福祉や子育て、教育、災害発生時などの様々な場面で、誰もが活躍し、市民同士が支えあうことができる地域共生社会の実現に向けたまちづくりが必要です。

2 持続可能な環境づくりに向けた自然と都市の共存

地球環境を守り次の世代につなげていくためにも、再生可能エネルギー等の利用促進や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

狭山丘陵をはじめとした、本市が持つ豊かな自然は、かけがえのない財産です。私たちの豊かな暮らしのためのみならず、次の世代のためにも、市民一人一人が、この財産を守るという意識を持って、大切に保全していくことが必要です。

また、近年各地で大きな被害が発生している、地震や台風をはじめとした自然災害に強いまちづくりのために、「国土強靱化地域計画」の策定及び推進が求められています。

一方で、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編は、快適な生活の実現には不可欠であり、将来都市構造に定める《都市核》と《都市軸》を中心として、都心近郊にふさわしい都市機能の充実が求められています。

豊かな自然環境と、便利で安全・安心に暮らすことができる都市環境が調和したまちづくりを展開し、将来にわたって住み続けたいと思える、持続可能な環境づくりが必要です。

(*12)SDGs(Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標 (詳細は15ページ参照)

3 地域資源をいかした産業等の振興

近年は、SNS(*13)等の情報発信手段の増加に伴い、自治体がそれぞれの特色を前面に打ち出し、他の地域との差別化を図った産業や観光の振興が重要性を増しています。

狭山丘陵の豊かな自然や村山温泉「かたくりの湯」、都市近郊の立地をいかした都市型農業、市民祭りである「村山デエダラまつり」をはじめとした市民との協働によるイベント、独自性のある地域ブランドなどは、本市が誇る重要な地域資源です。

これらの貴重な地域資源を大切に守っていくとともに、地域全体でその重要性を再認識し、活性化を図るとともに、令和2年に設立した武蔵村山観光まちづくり協会と連携し、武蔵村山らしさをいかした個性のあるまちづくりを促進する必要があります。

4 高度情報化社会とグローバル化の進展

政府により目指すべき未来社会として Society5.0(*14)が提唱され、IoT(*15)や AI(*16)、RPA(*17)などを活用した技術は今後ますます発展していくことが予想され、医療、介護、防災等の様々な分野での活用が期待されています。これらの技術は、行財政運営へ効果的に導入することで、事業の効率化等による市民サービスの向上が期待できることから、積極的な活用が求められています。

また、情報技術の発展により、人や物資、情報等の国境を越えた交流が進み、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は見られるものの、訪日外国人観光客や外国人労働者は増加傾向にあり、グローバル化への対応が求められています。

本市においても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定に伴い、モンゴル国のホストタウンとして登録され、新たな国際交流が始まりました。

このことから、文化や生活の違いに対する理解を促進し、多文化共生社会(*18)へ対応するための国際的な視点を持ったまちづくりが必要です。

(*13) SNS(Social Networking Service) : インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービス

(*14) Society5.0 : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(*15) IoT(Internet of Things) : コンピューターやスマートフォンに限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながる

(*16) AI(Artificial Intelligence) : 人工的に作られた、人間のような知能

(*17) RPA(Robotic Process Automation) : 人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み

(*18) 多文化共生社会 : 国籍や民族等が異なる人々が、文化的な違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会

5 価値観やライフスタイルの変化

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、一人一人の自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

その中で、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組が重要性を増しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい日常や生活様式の実践が求められており、今後の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

一方、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などにより、スポーツへの関心も高まっており、スポーツを通じた健康・体力づくりに誰もが気軽に取り組める環境の充実も求められています。

また、性別、人種、宗教、年齢などにかかわらず、人の多様性を認め合う視点を持った取組が求められており、企業の雇用や地域コミュニティでの活動等において、様々な人が共生し、自分らしさを発揮しながら暮らすことができる社会づくりを進める必要があります。

6 厳しさを増す行財政運営

本市の経常収支比率は 90%以上で推移しており、今後も少子高齢化の進展による社会保障に係る扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担増などが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の減少が懸念され、極めて厳しい財政環境となることが想定されます。

この厳しい市の財政見通しに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するためには、歳入の確保に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の削減等に努め、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう取り組むことが求められます。あわせて、審議会などの附属機関等への市民参画機会の充実を図るなど、市民のニーズを適切に把握し、効率的な市政運営を推進する必要があります。

7 SDGs の達成に向けた取組

地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成 27 年 9 月に、国連総会において SDGs が全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

市では、SDGs についての地域における協力を目的として、公益社団法人立川青年会議所と「地域への SDGs の推進に関する協定」を締結しました。

今後は、SDGs の達成に向けて各施策に取り組んでいく必要があります。

(*12)SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)とは



SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された“2030 年に向けた国際的な社会開発目標”であり、**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**に向けて、17 のゴール、169 のターゲットを位置付け、232 の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連の SDGs サミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改定版（令和元年 12 月 20 日）において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない 2030 年の社会を目指す。」が掲げられ、日本が特に注力すべきものとして、以下の 8 つの優先課題が提示されています。

【8つの優先課題】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①あらゆる人々の活躍の推進 | ②健康・長寿の達成 |
| ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 |
| ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 | ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 |
| ⑦平和と安全・安心社会の実現 | ⑧SDGs 実施推進の体制と手段 |

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画への SDGs の要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成などが示されています。

武蔵村山市 SDGs ホームページ

<https://city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html>

スマートフォンからは、QR コードを読み取ってアクセスしてください。



「SDGs 実施指針改定版」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定 令和元年 12 月 20 日改定）
から一部抜粋

第3章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり

地域の課題が山積し複雑化する中で、市民や事業者等と市が一体となって様々な課題に対応していくことが大切です。

また、地域と学校、家庭が協力して将来を担う子どもたちを育てるとともに、互いに助け合える環境を維持・形成するなど、誰もが健康で元気に活躍できるよう、みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくりを目指します。

2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり

本市の貴重な資源である狭山丘陵をはじめとする自然環境を保全しつつ、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編と、自然災害に強い都市基盤づくりによる都市機能の充実などにより、良好な住環境と都心近郊の生活利便性が共存する、安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした

個性あるまちづくり

本市が持つ歴史や文化、都市型農業等の産業や、豊かな自然といった地域の特性を守り、将来にわたっていかしていくために、市民や地域の主体的な活動などを促進・支援し、個性あふれる魅力的なまちづくりを目指します。

4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響や、公共施設等の維持・更新などによって更に厳しくなることが予想される市の財政状況に対して、財源の効率的な運用及び各種事業の計画的な推進に努めるとともに、公共施設等の最適な配置等を図り、地域社会の実情に合った持続可能で効率的なまちづくりを進めます。

第2節 将来都市像

「第四次長期総合計画」では、「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を将来都市像に掲げ、狭山丘陵をはじめとした豊かな緑と人が共存する、みんなが夢を広げ、支え合うやさしいまちを目指して、各種施策に取り組んできました。

本計画では、「第四次長期総合計画」の将来都市像を踏まえ、これからのまちづくりを展開していくに当たって、本市が目指す新たな将来都市像を、次のとおり決めました。

人と人との絆をつむぐ

誰もが活躍できるまち

むさしむらやま

【全体イメージ】

みんなが手を取り互いに支えあい、それぞれの違いを理解し尊重することで、全ての人が幅広く自分の能力を発揮し、主役となれる、にぎやかで明るいまちを表現しています。

【個別イメージ】

～人と人との絆～

まちづくりの理念の「1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり」をもとに、市民や事業者等と市が一体となり、様々な課題の解決に取り組むことを表現しています。

～つむぐ～

まちづくりの理念の「3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり」をもとに、本市の伝統的工芸品である村山大島紬から着想を得た、「絆」というつながりを紡ぐことを表現した言葉です。

～誰もが活躍できるまち～

まちづくりの理念の「1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり」、「2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり」、「4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり」及びSDGsの要素をもとに、誰もが快適に暮らせる、健康で元気に活躍できるまちを表現しています。

第3節 人口フレーム

1 人口推計

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。
なお、人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、平成27年から30年までの各年4月1日を基準に、性別・年齢別・地区別で、コーホート法(*19)により人口推計を行ったトレンド推計に加え、以下の3つの人口増加に向けた取組とその設定を、それぞれ実現した場合及び3つの取組を全て実現した場合について算出しています。

取組① 出生率の向上・出生者数の増加

出生率の向上を図る施策に取り組み、令和22年には合計特殊出生率を 1.70 に引き上げ、その後も維持する。

取組② 若者の転出の抑制

多摩都市モノレールの延伸等による利便性の向上（延伸への期待を含む。）により、20歳代前半の各年齢の転出超過について、早期に解消する。

取組③ 子育て世帯の転入の促進

令和3年以降、子育て世帯（夫32歳、妻30歳、子2歳の3人家族を想定）が現在よりも毎年10世帯ずつ多く転入する。

なお、それぞれの取組における効果などを、長期的な観点で推計する必要があるため、ここでは令和22年までの推計を記載しています。

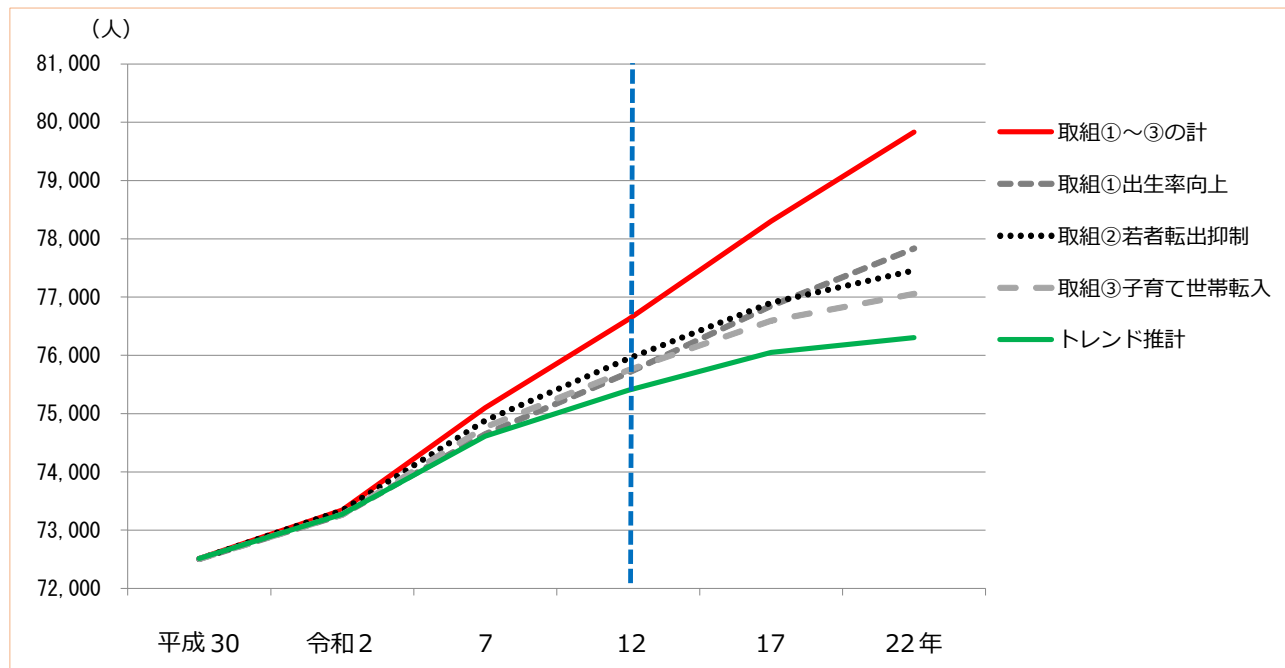
表1 各人口推計

（基準日は各年4月1日）

	実数値		推計値（5年ごと）				
	平成30	令和2	2	7	12	17	22年
取組①～③の計	72,510	72,277	73,340	75,095	76,612	78,296	79,827
取組①出生率向上			73,269	74,652	75,701	76,852	77,836
取組②若者転出抑制			73,340	74,885	75,944	76,902	77,455
取組③子育て世帯転入			73,269	74,770	75,747	76,596	77,053
トレンド推計			73,269	74,607	75,395	76,045	76,297

(*19)コーホート法：同年（同期間）に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

図 12 各人口推計のグラフ



2 人口フレームの設定

人口フレームの設定に当たっては、計画終期である令和 12 年の人口推計における、3 つの取組を全て実現した場合の推計値である 76,612 人を基に、次のように設定します。

令和 12 年 (2030年)
人口 約 76,000 人

第4節 将来都市構造

将来都市像を実現するためには、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備及び計画的な土地利用の誘導を進めていく必要があります。

このため、都市機能の集積と環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特色をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていきます。

【 核 】

《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が想定される、本町・榎地区の新青梅街道周辺から村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能を集積します。

《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、市民生活の拠点として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実します。

《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、交流施設や観光機能を充実します。

【 軸 】

《都市軸》

新青梅街道とその沿道空間を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。

また、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりや厚みをもったうまい沿道市街地を形成します。

《みどりの軸》

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要幹線道路沿道、残堀川のほか、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）、残堀川自転車道、空堀川沿道などをみどりの軸と位置付けます。

《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

【ゾーン】

《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

《沿道市街地ゾーン》

新青梅街道沿道では、新青梅街道沿道地区まちづくり計画に基づき、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業・業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地を形成します。

また、多摩都市モノレールの延伸とそれに伴う新駅の設置を見据えた沿道まちづくりを推進します。

《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業・業務、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形成します。

《複合市街地ゾーン》

残堀・伊奈平地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地環境を形成します。

《自然景観形成ゾーン》

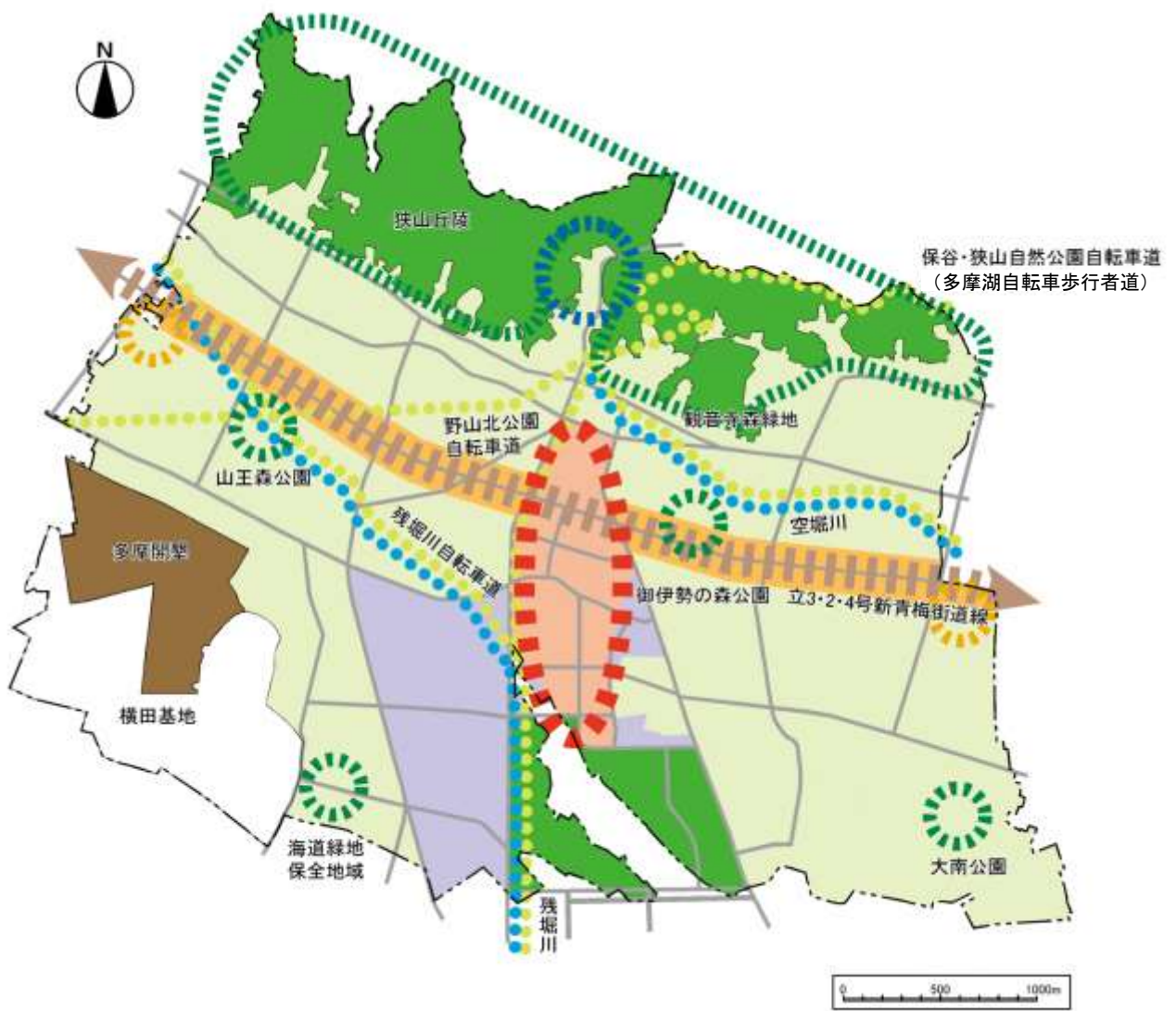
狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

《大規模農地ゾーン》

多摩開墾のゾーンは、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

図 13 将来都市構造図



凡例

【核】	【ゾーン】
都市核	住宅系市街地ゾーン
サブ核	沿道市街地ゾーン
みどりの核	中心市街地ゾーン
憩いの核	複合市街地ゾーン
【軸】	自然景観形成ゾーン
都市軸	大規模農地ゾーン
みどりの軸	【道路】
水の軸	まちの骨格となる道路 (主要幹線道路、幹線道路、 補助幹線道路)